

事務連絡  
令和3年4月30日

各本部委員  
各単位団代表者 様

草津市スポーツ少年団  
本部長 村上 嘉寛  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係るスポーツ少年団の活動について

日ごろから当スポーツ少年団の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、国内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の急激な増加に伴い、4月25日には、東京都・大阪府・京都府・兵庫県に緊急事態宣言が発令され、滋賀県においては「コロナとのつきあい方滋賀プラン」では「警戒ステージ（ステージⅢ）」として、感染防止対策の徹底、外出や会食の自粛等についての協力要請がなされています。

また、市教育委員会では、県教育委員会による令和3年4月23日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る対応について」の通知を受けて、当面5月11日までの間、対外練習試合や発表会、他校等との合同練習等に一定の制限する旨、4月27日に市内各校宛てに通知されたところです。

当スポーツ少年団といたしましても、今回の市教育委員会の対応に準じ、当面5月11日までの間、練習試合や合同練習等につきましては、下記の留意事項のとおりといたしますので、内容を十分ご理解いただき、各競技団体や県教委が作成されている感染症対策ガイドライン等に従って、指導者の適切な判断のもと、活動いただきますよう要請します。

国・県・市の要請や対応は、今後も見直されることが予想されますので、正確な情報の把握に努めていただき、適切に対応されるようお願いいたします。

記

#### 留意事項

1. 緊急事態宣言の対象区域に属する地域にある少年団等との練習試合や合同練習等は不可とします。
2. 県内および緊急事態宣言の対象区域以外の地域にある少年団等との練習試合や合同練習等は、可能な限り感染症対策を行った上で可能とします。
3. 合宿や泊を伴う活動は不可とします。

なお、ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせください。

#### スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の使用許可にあたり、感染症対策などの付せられた条件を遵守すること。

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)  
草津市下笠町161 草津市立総合体育館内  
担当: 千代・芝(TEL077-568-5300) (FAX077-568-5301)  
E-mail: tail@taikyo.net  
          : chishiro@taikyo.net  
HP: <https://taikyo.net>